

こどものあそびに関する一考察

— 阪神大震災を通してみるこどものレクリエーション活動 —

○小泉勇治郎・山下陽一郎・片岡麻里

1. はじめに

1995年1月17日午前5時46分に発生した阪神大震災は6279名の死者（兵庫県知事公室消防防災課）、行方不明2名（96年7月24日現在）と多くの負傷者を出し、そして家屋の全壊・半壊など人々の生活を大混乱におとしいれた。今なお多くの人達がテントで暮らし、仮設住宅に入居した者の中から、特に一人暮らしの高齢者の死亡や、アルコール依存症患者の増加、子供も含めたPTSD問題などが継続して起こっている。兵庫県は神戸市をはじめ各市からの土地の提供を受け仮設住宅を建設し、家を失った人達の住居として提供している。しかしながら仮設住宅を取り巻く様々な問題も起こっている。例えば、遠隔地にあり入居する者がいなかったり、ショッピングセンターが仮設外にあり利便性に問題があったり、また、夏暑く、冬寒い、隣家の物音が聞こえたりといった問題から、老人の孤独死や新興宗教、悪徳商法の潜入など深刻な問題も起きている。さて、仮設住宅はほとんどが市内の公園に建設されており、2年の期間とされているが、実際はその期間を越えることが決定的であり、仮設の撤去をめぐるトラブルも予想される。見方を全く変えて、公園本来の目的から考察してみると、「都市公園法」第1条には都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としており、「都市公園法施行令」には住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準を6平方メートル以上と決めている。1986年の神戸市民の公園面積は9,97平方メートル（都市緑化年表）であったが、今回の震災によりそのほとんどの公園が他の目的に使用され、本来の公園の目的を果たしていないと言える。本研究では神戸における公園の実態と、それに伴って子供の遊びにどのように影響を及ぼしているのかを考察してみた。

2. 研究の目的

本研究では震災により公園がどのように使用されているのか、また、子供たちが公園をどのように位置付けているのかを探り、本来あるべき公園の姿を探求する事を目的とした。

3. 研究の方法

国土地理院平成7年5月16日発行1万分の1緊急修正版地形図において、「公園」および「緑地」をマークし、その利用形態を調査するとともに、市内小学生にアンケートを実施し、公園の利用について状況調査を行った。（1995年10月）また、約半年後被害の最も大きかった神戸市長田区を中心に再度公園調査を行い、小学生に対して聞き取り調査を再実施した。

4. 結果および考察

おおむね公園の利用形態として次のように分類される。（1995年10月時点）

- 1、そのまま公園としての機能を残している。
- 2、行政の仮設住宅地として使用されている。

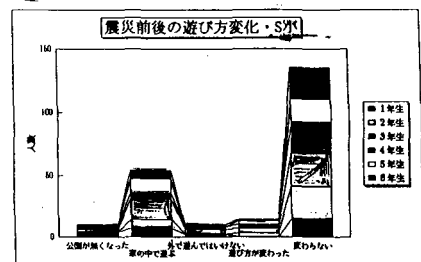
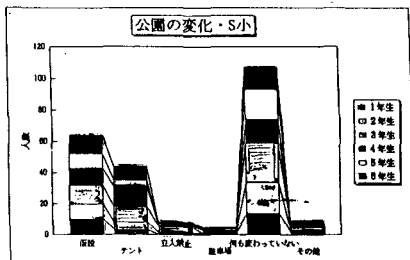
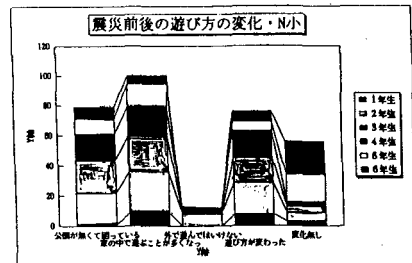
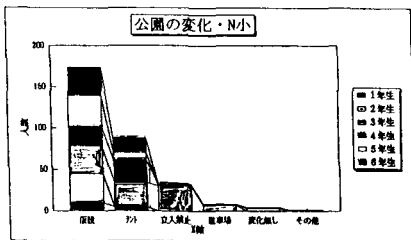
- 3、仮設住宅として一部使用されており、駐車場としても使用されている。
- 4、テント村として使用されている。
- 5、ガレキ置き場として使用されている。
- 6、小学校の仮設校舎として使用されている。
- 7、仮設住宅とテント村の混在利用がなされている。
- 8、立入禁止となっている。
- 9、ホームレスのたまり場となっている。
- 10、その他

(緑地帯を利用して、飲食店、診療所、ボランティア基地、資材置き場、駐車場などの利用がみられる)

市内公園を調査した結果、次のような利用形態に分類できる。

- (1) 都市公園法施行令第2条の1に定める都市公園(児童公園)は敷地面積が狭く、且つ遊具等があり仮設の建設が無理であることから、そのまま残っている。しかしながら、被害の大きかった神戸市西部の長田区ではこの様な公園にも小規模な仮設を建設している。
- (2) 都市公園法施行令第2条の2および3に定める都市公園にはほとんど仮設が建てられている。
- (3) 都市公園法施行令第2条の4に定める都市公園はガレキ置き場として使用されている。
- (4) 震災の被害が大きい公園は復旧作業が後回しとなり立入禁止となっている。
- (5) 仮設が建っていないくてもテント村、駐車場あるいは倉庫として使用されている。
- (6) 緑地は何らかの利用がされている。

また、市内2校(被害の少なかった地区の学校と被害の大きかった地区の学校)のアンケート調査の結果は、(1995年11月実施)



以上のことが調査により判明した。このことにより、

- (1) 公園としての機能が約50%制限されている。地区によってはもっと高いところもある。
- (2) この結果、最も身近にある子供の遊び場が奪われているといえる。
- (3) しかしながら、市内公園を調査してみたが、ほとんどの公園で子供の遊ぶ姿を見なかった。
- (4) 3について、小学生アンケートを実施し分析したところ、公園で遊ぶ機会が震災後減っていることが分かったが、圧倒的に自宅で遊ぶ割合が多いことが分かった。しかしながら震災被害の大きかった地区の子供たちにとっては公園がなくなって困っている者が多い。
- (5) 公園の利用主体を考察してみると、遊具が設置されている公園を利用する乳幼児、就学前の子供たちとその親、簡単なスポーツをするための小学校低学年の層である。また、早朝のラジオ体操グループ、ジョギング層なども含まれる。

震災後1年6ヶ月が経過し、復興・復旧作業が行われある程度の(テント村の撤去、緑地の整備、資材置き場の整理等)子供の遊び空間が戻ってきつあるが、特に長田区においてはその傾向が見受けられない。それは、震災復興計画が住民に受け入れられていないことに起因しているものと思われる。1996年5月再度長田地区の子供たちにアンケートを実施したところ、(被験者26名)

* あなたは阪神大震災より前、いつもどこで遊んでいましたか？

公園	・・・	21人	空き地	・・・	1人
自分の家	・・・	1人	友達の家	・・・	2人
ゲームセンター	・・・	5人			

* あなたは阪神大震災後、どこで遊んでいますか？

公園	・・・	18人	空き地	・・・	2人
自分の家	・・・	3人	友達の家	・・・	2人
ゲームセンター	・・・	3人	その他(母の田舎)	・・・	1人

* 阪神大震災後、近くの公園はどうなりましたか？

仮設住宅が建っている	・・・	22人
テントが建っている	・・・	8人
何も変わっていない	・・・	1人

* 阪神大震災後の前と後と比べて変わったことはありますか？

いつも遊んでいた公園などがなくなって困っている	・・・	9人
家の中で遊ぶことが多くなった	・・・	3人
家の人に外で遊んではいけないと言われる	・・・	3人
遊び方が変わった	・・・	4人
あまり変わらない	・・・	7人

* その他・・・立入禁止になっている

建物が多くなった
変な人が増えた

5、結論

震災により特に被害の大きい旧市街地のほとんどは、地球環境が全く様変わりしてしまっ
た。野球やサッカーなどのスポーツ・レクリエーション活動をする広場がきわめてすくな
くなったうえ、遠く離れた仮設住宅等に移転せざるをえず、友達とも離れてしまい、これ
までの地域のつながりが途切れてしまった。さらに、地域活動の担い手である青少協の育
成委員や青少年団体の指導者も被災した者が多く、活動が思うにまかせない状況となっ
た。加えて、復旧・復興の過程で、パチンコ店やテレフォンクラブ等いわゆる風俗営業関連業
種の立ち上がりが早いということもあり、青少年への悪影響を憂慮せざるをえない。
こどもが安全に遊ぶことのできる場所が震災によって少なくなってきており、受験戦争の
激化やファミコンゲームなどのより、屋外で遊ぶ子供が減り、小児化が拍車をかけ子供同
士のふれあいの機会が減ってきている。

今後、震災復興を子供の遊びの側面からとらえてみると、

- (1) 住区基幹公園の整備、市民公園の拡充
- (2) スポーツ・レクリエーション施設の整備
- (3) 安心でゆとりある住宅・住環境の形成・住民参加の公園の整備
- (4) 防災拠点としての公園の整備
- (5) 自宅で遊ぶ子供たちのありかたについて、子供の身体的発達、人間関係の側面から
研究していく（地域に子供を呼び戻す）
- (6) 学校開放をする（学校と公園の一体型）
- (7) 学校教育自体を考え直す（合校論の検討）

6、参考文献

- 1、「共に生きる」社会、「共に遊ぶ」文化を求めて、
1995、11 日レク21世紀レクリエーションビジョン委員会
- 2、第三次神戸市青少年育成中期計画案
- 3、第四次神戸市基本計画
- 4、神戸市復興計画
- 5、「レクリエーション事典」前川峯雄他、不味堂出版、1986、4
- 6、「レクリエーションの基礎理論」池田 勝他、杏林書院、1989、6
- 7、「キッズブレース」——子どもと公園——日本住宅会議・関東会議編 ささら書房
1990、6
- 8、新潟日報1995、10、12付け記事「室内でわずか1～2時間」